

## 公共補償上申案件に対する効率的な審査の進め方について

元 用地部 用地補償課 特殊補償係長

現 用地部 用地企画課 システム係長 山本 一輝

### 1. 概要

この取り組みは、新たな道路等が既存の電線路や水道管路等を分断することにより生ずる多数の公共補償案件（公共施設に対する補償）において、同一年度内に100件超の局承認を要する案件が予想されたため、上申書の審査についての効率化を行ったものです。

取り組むにあたっての検討内容と取り組みの効果について説明します。

### 2. 公共補償上申案件について

#### 2. 1 公共補償とは

公共施設等に対する補償は、一般に公共補償といわれます。

公共施設とは、土地収用法その他の法律により土地を収用し又は使用することができる事業の用に供している施設のことです。具体的には、東京電力の電線路、NTT日本の通信線路、地方自治体等の上水道及び下水道管路に加え、学校や郵便局なども公共施設に該当します。

これらの施設が、公共事業により移転対象となる際の補償を公共補償と呼びます。

#### 2. 2 事務所の準備及び上申手続き

公共補償の手続きにおいて、事務所は最初に、公共施設の管理者と移設について協議します。

例えば、東京電力の電線路の場合、事業により分断される電線路の機能を回復するための工法や、その費用について協議します。なお、この費用の補償が1千万円を超える場合には、より慎重に補償手続きを行う必要があることから事務所長から局長（用地部長専決）あてに上申を行うものとされています。

上申においては、まず、機能を回復するための工法について承認を得る必要があり、東京電力と協議した工法について説明図等を作成し、その妥当性について審査することになります。

また、工法が承認された後は、東京電力がその費用を見積もり、入札手続きに進みますが、この見積もり額についても、適正価格であるか審査することとなります。

#### 2. 3 審査及び承認手続き

用地部は事務所に対し、いきなり上申書を提出してもらうのではなく、事前に協議を行うようお願いしています。

この事前協議において、公共補償の内容が問題ないと判断されれば、上申書を作成し、用地部あてに申請してもらいます。その後、必要に応じて疑問点等の指摘を事務所に返し、回答や修正を経て、指摘事項が解決された段階で部内決裁を進め、決裁後に承

認書を作成、事務所にその旨通知する流れとなります。

これらに要する期間は、1件の上申に対し、概ね2ヶ月程度かかることが一般的です。この手続きを上申案件毎に並行して進めることとなります。

前述したように、年度内に申請される案件が100件を超える量となれば、その1件毎に審査や指摘修正の往來の時間を要するため、それは膨大な作業量となります。

#### 2. 4 手続きの合理化

大量の上申案件全てを、一から十まで見ていたのでは、いくら時間があっても足りません。とは言え、審査を不十分にして短縮をはかることも、適正補償の観点からできません。

大量の案件を適正に審査しながらも、短期間で審査が完了するようにするためには、効率的に手続きを進めるよう、課題ごとに対応策を講じ、手続きを合理化して進めていくしかありませんでした。

### 3. 課題と対応策

#### 3. 1 上申事案管理の効率化

「件数が膨大のため、進捗管理が不明確になる」←「番号管理により解決」

上申事案が100を超える件数であったことから、協議順に付した事案番号を事務所と共有し、この番号で作業状況等の進捗管理を行いました。

(イメージ)

【〇〇事務所 用地課】  
R3年度 公共補償上申 行程管理表

	事業名	施設管理者名	公共施設	箇所
1	〇〇道路	東京電力	配電線路	字〇〇地先
2	〇〇道路	NTT東日本	通信線路	字〇〇地先
3	〇〇道路	〇〇市	配水管	字〇〇地先
4	〇〇道路	〇〇市	下水管	字〇〇地先
5	〇〇道路	東京電力	配電線路	字〇〇地先
6	〇〇道路	NTT東日本	通信線路	字〇〇地先
7	〇〇道路	〇〇市	配水管	字〇〇地先
8	〇〇道路	〇〇市	下水管	字〇〇地先
9	〇〇道路	東京電力	配電線路	字〇〇地先
10	〇〇道路	NTT東日本	通信線路	字〇〇地先

#### 3. 2 打合せの効率化

「打合せ数が膨大になる」←「打合わせを定期化し解決」

各事案の進捗に合わせてそれぞれに打合わせを実施した場合、打合わせ件数が膨大となり、審査等に要する内業時間が取れないという問題が生じました。そのため、事務所毎に打合わせを定期化して行う工夫をしました。

この効率化により内業時間を生み出しました。また、打合わせを定期化したことで、修正等の作業期限を明確化できるという効果も生じました。

#### 3. 3 審査作業の効率化

### 「審査作業が膨大になる」←「上申書の構成をフォーマット化し解決」

当初は事案毎に上申書の様式や構成が異なっていたため、膨大な上申書をそれぞれ一から十までチェックしなければなりませんでした。そのため、様式をフォーマット化し事務所と共有しました。

また、大量の案件の中には類似する事案も多いため、東京電力やN T T等の施設管理者と工法パターン毎に合わせて構成をフォーマット化しました。加えて、定型句箇所は斜字表記にする等のルールを共有し、審査箇所のポイントを絞ることで、審査の質を落とさずに作業を簡素化することができました。

フォーマット化した上申書様式の一部

#### 公共補償基準を適用する理由

本件工事の施行により支障となる〇〇〇〇は、土地収用法第3条第〇〇号に規定する〇〇〇法による〇〇〇事業の用に供する施設であり、公共補償基準第3条第2項の「公共施設」に該当するため、公共補償基準に基づき補償を行うものである。

### 3. 4 修正作業のリアルタイム共有

「件数が膨大のため、指摘箇所や修正過程が不明確になる」←「ウェブ会議で修正作業をリアルタイムに共有し解決」

事案毎に修正等の指摘を事務所に連絡しますが、件数が膨大であることから、時間の経過と共に指摘箇所や修正過程が不明確になる問題が生じました。そのため、ウェブ会議で指摘箇所を伝え、そのままウェブ会議の中で事務所に修正作業を行ってもらい、画面を通じてリアルタイムに作業を共有することで、時間経過による不明確化を解決しました。

### 3. 5 その他

上記のほか、ワードファイルの校閲ツールを用いながら、上申書案データの1ページ目に指摘と修正の日付を記載するルールを設けることで、指摘と修正の経過が一目で分かるよう工夫しました。

また、メール連絡の際は【〇〇事務所\_No.10\_⑥】のように「事案番号」と「メール往来回数」をメールタイトルに標記するルールを設けることで、タイトルを見ただけで、その事案に関する指摘や修正の往来が何回行われているか判別できるようにしました。

## 4. 手続きの合理化により得られた効果

事務所においては書類作成の負担が軽減され、また用地部においては書類チェックの作業量が減り、職員が審査業務を進める上での負担が減ったこと、また、ウェブ会議やメールでの事務所との連絡において、確認パターンを明確化したことから、審査業務に係る期間が、以前は2ヶ月程度を必要としていたものが、3週間程度にまで短縮され、早期に承認を求める事務所の要望に応える結果となりました。

## 5. まとめ

事務所において、また、用地部において、大量の公共補償の上申案件に対応することは大きな負担となっています。打合せの定例化、上申書等の書類の簡素化及びフォーマット化などの運用を図ることによって、大幅に審査手続きの業務量を減少することが可能となり、職員一人一人の仕事量の削減に貢献することができました。

また、書類の簡素化及びフォーマット化は、コロナ禍により在宅勤務が増えた勤務態勢においても、パソコン画面上での書類確認が容易になるという効果も見られました。

全ての公共補償の上申案件において、今回発表した手法が使用できるとは限りませんが、今後の業務改善に繋がるように検討を続けていく意義があるものと考えます。

以上